

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：法改正及び育児・介護休暇制度の理解度促進を図る

<対策>

- 2023年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 2023年4月～ 管理職研修で法改正及び制度改正内容を周知する

目標2：2024年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2023年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始

目標3：2024年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、年10日以上付与されている方1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2023年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始